

## 1. 幼稚園の預かり保育のみを利用した場合の支給額算出

### 【算出方法】

- ①日額 450 円×預かり保育利用日数で算出した金額と 11,300 円を比較し、低い額を支給上限額とする。
- ②①と利用者が実際に支払った金額を比較し、低い金額が支給額となる。

### 【算出例】

例：幼稚園の預かり保育を 5 月に 10 日利用し、幼稚園に 6,000 円を支払った場合

- (①より)  $450 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} = 4,500 \text{ 円}$  と 11,300 円を比較し、低い方の 4,500 円が 5 月分の支給上限額
- (②より) 4,500 円と支払った 6,000 円を比較し、低い方の 4,500 円 が 5 月分の支給額となる。

## 2. 幼稚園の預かり保育と認可外保育施設を利用した場合の支給額算出

### 【算出方法】

- ①日額 450 円×預かり保育利用日数で算出した金額と 11,300 円を比較し、低い額を支給上限額とする。
- ②①と利用者が実際に支払った金額を比較し、低い金額が支給額となる。
- ③11,300 円と②の差額と認可外保育施設等の利用料を比較し、低い金額を②の支給額に上乗せする。

### 【算出例】

例：幼稚園の預かり保育を 5 月に 10 日利用し、幼稚園に 6,000 円を支払い、  
さらに認可外保育施設を利用し、施設に 10,000 円を支払った場合

- (①より)  $450 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} = 4,500 \text{ 円}$  と 11,300 円を比較し、低い方の 4,500 円が 5 月分の支給上限額
- (②より) 4,500 円と支払った 6,000 円を比較し、低い方の 4,500 円 が 5 月分の支給額
- (③より)  $11,300 \text{ 円} - 4,500 \text{ 円} = 6,800 \text{ 円}$  と 10,000 円を比較し、低い方の 6,800 円を上乗せし、  
5 月の支給額は  $4,500 \text{ 円} + 6,800 \text{ 円} = \underline{11,300 \text{ 円}}$  となる。

◆幼稚園の提供する預かり保育量が一定水準未満の場合のみ適用

## 3. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休園期間中の支給額算出

4・5 月は臨時休園による預かり保育提供中止日数を含めて施設等利用費を算定します。

### 【算出方法】

- ①日額 450 円×(預かり保育利用日数+臨時休園による預かり保育提供中止日数)で算出した金額と 11,300 円を比較し、低い金額を支給上限額とする。
- ②①と利用者が実際に支払った金額を比較し、低い金額が支給額となる。

### 【算出例】

例：幼稚園の預かり保育を 5 月に 10 日利用し、幼稚園に 6,000 円支払い、

かつ幼稚園は 5 月に預かり保育を 20 日提供する予定だったが、内 10 日を中止した場合

- (①より)  $450 \text{ 円} \times (10+10) \text{ 日} = 9,000 \text{ 円}$  と 11,300 円を比較し、低い方の 9,000 円が 5 月分支給上限額
- (②より) 9,000 円と支払った 6,000 円を比較し、低い方の 6,000 円 が 5 月分の支給額

◆期間中に認可外保育施設を利用した場合は、さらに上記 2 の算出方法を適用します。

※新 3 号認定児童は上記すべての 11,300 円を 16,300 円に読み替えます。